

大分県医療費適正化計画（第二期）の概要及び進捗状況

医療費適正化計画の概要について

国民の高齢期における適切な医療の確保を図る観点から、医療費適正化を総合的かつ計画的に推進するため、国は医療費適正化基本方針を策定するとともに、医療費適正化計画を定める。また、都道府県は、医療費適正化基本方針に即して、医療費適正化計画を定める。

- 根拠法 : 高齢者の医療の確保に関する法律
作成主体 : 国、都道府県
計画期間 : 5年(第三期から6年) 第一期:平成20~24年度、第二期:平成25~29年度
主な記載事項: ○医療費の見通し
○健康の保持の推進に関する目標・具体的な取組
○医療の効率的な提供の推進に関する目標・具体的な取組

<大分県医療費適正化計画(第二期)>

計画の目標等

(1) 県民の健康の保持の推進に関する目標

- ① 特定健康診査の実施率 70% H25: 48.4%(47.6%)
- ② 特定保健指導の実施率 45% H25: 27.5%(17.7%)
- ③ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率 10%
H25: 4.51%(3.47%)
- ④ たばこ対策(数値目標なし)

(2) 医療の効率的な提供の推進に関する目標

- ① 平均在院日数の短縮に関する目標 31.6日)内は、全国値 H26:33.0日(3.47日)
- ② 後発医薬品の使用促進に関する目標 40%以上(旧指標) H26:38.5%(38.2%)

(3) 医療費削減効果の見通し

H25~29の5年間の効果額 約145億円 H26単年度効果額:81億円

目標達成に向けた施策

(1) 県民の健康の保持の推進

- ① 保険者による特定健康診査及び特定保健指導等の推進
- ② 市町村等による健康づくりに関する普及啓発の推進
- ③ たばこ対策の推進(禁煙支援、受動喫煙防止等)

(2) 医療の効率的な提供の推進に関する目標

- ① 医療機関の機能分化・連携
- ② 在宅医療・地域包括ケアシステムの構築の推進
- ③ 後発医薬品の使用促進

(3) その他の取組

- ① 広報活動の充実
- ② 医療費通知の実施による意識啓発等の充実
- ③ 重複・頻回受診者に対する訪問指導等の実施
- ④ 診療報酬明細書(レセプト)の点検及び審査の充実強化
- ⑤ 保健医療機関等及び保険医等に対する指導、監査の充実

大分県医療費適正化計画(第二期)の進捗状況

平成27年12月25日公表

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (目標値)	見 解
住民の健康の保持の推進						
特定健康診査の実施率(%)	(全国47.6) 48.4	—	—	—	70	目標と開きがあり、伸びの鈍化もみられるが、年々上昇し、全国平均を上回って推移している。
特定保健指導の実施率(%)	(全国17.7) 27.5	—	—	—	45	目標と開きがあるが、年々着実に上昇し、全国平均を大きく上回って推移している。
メタボリックシンドロームの該当者及び予備群のH20年度比減少率(%)	(全国3.47) 4.51	—	—	—	10	特定健診及び特定保健指導実施率について、目標と開きがあるため留意する必要があるが、全国平均を上回って着実に減少している。
医療の効率的な提供の推進						
医療機能の強化・連携等を通じた平均在院日数の短縮(日)	(全国29.2) 33.6	(全国28.6) 33.0	—	—	31.6	全国平均より長いものの、同様の減少幅で、年々短縮が進んでいる。
後発医薬品の使用促進 後発医薬品使用割合(%) (数量ベース・旧指標)	(全国33.2) 33.5	(全国38.2) 38.5	—	—	40	後発医薬品の使用割合は年々増加しており、全国平均を上回って推移している。
医療に要する費用の見通し (億円)						
(計 画) 医 療 費	適正化対策実施前	4,528	4,642	4,759	4,865	計画では、平成25年度の医療費適正化対策実施後の効果額を54億円と見込んでいたが、医療費実績ではさらに27億円下回り、計81億円の適正化が図られた。
	適正化対策実施後	4,474	4,600	4,729	4,849	
	適正化効果額	54	42	30	16	
医療費(実績)		4,447	—	—	—	—
計画と実績との比較		27	—	—	—	—

※ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群のH20年度比減少率推計方法

$$\frac{\text{平成20年度メタボリックシンドローム該当者及び予備群推定数} - \text{当該年度メタボリックシンドローム該当者及び予備群推定数}}{\text{平成20年度メタボリックシンドローム該当者及び予備群推定数}} \times 100$$

●「メタボリックシンドロームの該当者及び予備群」の定義

第一期～特定保健指導の対象者

第二期～日本内科学会等内科系8学会が策定した「メタボリックシンドローム診断基準」該当者

医療費適正化計画(第三期)における主な変更点

【目標指標の追加】

(1) 住民の健康の保持の推進に関する目標

- ① 予防接種
- ② 生活習慣病等の重症化予防
- ③ その他予防・健康づくり～介護予防等

(2) 医療の効率的な提供の推進に関する目標

- ① 医薬品の適正使用の推進～重複投薬の是正等

※医療費の見込みを、病床機能の分化・連携、地域包括ケアシステムの構築が推進されることによる医療の提供体制を踏まえた医療費の水準とすることを考えており、現時点では(第二期計画で設定されていた)「平均在院日数の短縮」を取組目標とすることは考えていない。